

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	インフォテリア株式会社
【英訳名】	Infoteria Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1250
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1650
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円

(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり0円です。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2,151,721,800円

(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

発行数	10,758,609個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成26年2月26日
払込取扱場所	該当事項はありません

（注）1．取締役会決議日

平成26年2月14日

2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、株主確定日（下記（注）3．に定める）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。

3．株主確定日

平成26年2月25日

4．割当比率

各株主の保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいいます。以下同様です。）

平成26年2月26日

6．発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

7．振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8．申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日および払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記（注）5．に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込みおよび払込みに関連する上記事項については、該当事項はございません。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もございません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	10,758,609株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とします。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり200円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,151,721,800円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、200円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日から平成26年4月25日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 4. 本新株予約権の行使請求および払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様です。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出および払込金の支払いを行います。

	(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由および取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておりません。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがあります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権および本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所および払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続および期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年4月1日（火）から平成26年4月25日（金）までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年4月25日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に要する事項の通知が受理されているとともに、払込金の支払いが確認されていることが必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出および払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されております（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出および払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年4月24日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出および払込金の支払いに係る手続きを完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続きに時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定であります。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成26年2月26日(水))となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主および各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱いおよび証券口座に係る取扱いについては、各株主および各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家および証券会社に確認する必要があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません

本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」といいます。)については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得および行使は行われません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,151,721,800	101,721,800	2,050,000,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬66百万円(三田証券株式会社)、登記費用8百万円、その他諸費用(株式事務代行費用、口座管理機関への事務手数料、弁護士報酬等)27百万円からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額および差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

当社は、上記「(1) 新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額について、下記の資金使途に充当する予定であります。しかしながら、最終的な調達金額につきましては、株主の皆様による本新株予約権の行使状況により変動いたします。最終的な調達金額および資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
海外への事業展開	1,100百万円	-
() 米国連結子会社に係る事業資金	(300百万円)	平成26年7月～平成28年6月
() 中国連結子会社に係る事業資金	(100百万円)	平成26年4月～平成28年3月
() 香港連結子会社に係る事業資金	(300百万円)	平成26年10月～平成28年9月
() 新設予定の東南アジア子会社に係る投資資金	(400百万円)	平成26年6月～平成28年5月
企業買収および事業・企業投資	950百万円	平成26年4月～平成29年3月
合計	2,050百万円	-

- (注) 1. 調達した資金については、基本的に「海外への事業展開」に優先的に充当することを想定しております。なお、行使比率が100%未満となった場合におきましては、「海外への事業展開」に係る資金を優先することから、「企業買収および事業・企業投資」へ充当する資金を減少させ、企業買収等に係る予算を縮小させる予定です。
2. 調達後の差引手取金額が1,100百万円を下回った場合、または、当該金額が1,100百万円を上回った場合においても一定の水準に満たない場合には、企業買収および事業・企業投資は中止し、全額をの事業資金・投資資金に充当することとし、資金使途「海外への事業展開」に係る資金使途分(1,100百万)に満たない分は株式市場やマーケット状況を勘案し、速やかにその他資金調達の手法を検討して参ります。この場合においては、改めて適時開示をさせて頂く予定です。また、資金使途「企業買収および事業・企業投資」につきましては、予定金額に満たなかった場合には、企業買収等に係る1案件当たりの予算を縮小させるか、もしくは企業買収から資本提携やマイノリティ投資に切り替えるなど機動的な運用を行ってまいります。
3. 支出予定時期は、上記の通り長期間を見込んでおりますが、海外のソフトウェア市場の動向を見越しつつ、事業計画に則り資金を充当して参ります。
4. 上記、調達資金につきましては、支出までの間、当社の銀行預金口座において資金管理する予定です。

海外への事業展開

当社は、創業時より世界へ向けたソフトウェア製品の提供を目指しており、現在、当社が提供する製品・サービスは全て日本語、英語、中国語の3ヶ国語に、また、iPhone/iPadおよびAndroid向けカレンダーサービス「SnapCal」では7ヶ国語に同時対応しております。現時点において、当社は特に世界的にプラットフォーム（技術基盤や販売環境）が統一されているネットサービスにおいて、積極的な海外展開を行っており、具体的な実績としては、以下の通り海外に4社の子会社を新設しております。

時期	内容	目的	取組み
平成24年2月	中国杭州市に福天（杭州）信息科技有限公司を設立	開発拠点	当社ソフトウェア製品（「Handbook（ハンドブック）」および新製品）の開発業務の受託
平成24年5月	米国サンフランシスコ市のExtentech, Inc.の全株式を取得・子会社化（その後、Infoteria America Corporationに商号変更）	販売拠点	米国市場における当社ソフトウェア製品の販売
平成24年12月	中国上海市に天（上海）易有限公司を設立	販売拠点	中国市場における当社ソフトウェア製品の販売
平成25年9月	Infoteria Hong Kong Limited.を設立	開発拠点	当社ソフトウェア製品の開発業務（現在、一部製品開発（「Handbook（ハンドブック）」および新製品）につきましては、同社が統括をしております。）

（注）中国杭州市に福天（杭州）信息科技有限公司につきましては、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を充当する予定はございません。同社はInfoteria Hong Kong Limited.の子会社であり、Infoteria Hong Kong Limited.から開発業務を受託しており、当該開発受託料を開発業務に係る事業資金の原資としております。

これらの取組みは、当社ソフトウェア製品を世界中のユーザーに提供することを目指したものであります。しかしながら、昨今、スマートデバイスとクラウドに係る世界的な市場環境の変化がますます加速しており、当社の上記取組みはまだ不十分であると考えております。

クラウドとは、コンピュータのソフトウェアやデータを企業が所有するサーバーやパーソナルコンピュータではなく、インターネット上に置いて処理をする使い方やサービスのことで、

当社は、スマートフォンやタブレットといったスマートデバイスをビジネスシーンにおいて利用する企業が増え、企業内だけでなくクラウドシステムにもデータを格納する企業が増加するものと考えており、スマートデバイスに対して企業内の電子コンテンツを安全確実に配信することができ、営業用途、会議用途などにて利用されている「Handbook（ハンドブック）」および企業内とクラウドシステムに格納されたデータの有機的な連携を可能とする「ASTERIA（アステリア）」に対する需要が、それぞれ世界中でさらに高まると見込んでおります。例えば、米国で著名なリサーチ会社であるガートナー社¹によれば、企業向けスマートデバイスであるタブレット機器の全世界での出荷台数は2015年にPCの出荷台数を超えると予測²されており、また、全世界でのクラウドをプラットフォームとするサービスの市場は、2011年から2016年の5年間で3.2倍の規模に成長すると予測³されています。

1. ガートナー社は、米国を拠点とし、世界的にIT分野の調査・助言を行う企業です。1979年に設立され、世界70カ国以上で活動しており、その調査や助言は大企業を中心に世界的に信頼と影響力が高いと評価されています。
2. 出典：「Forecast: PCs, Ultramobiles, and Mobile Phones, Worldwide, 2010-2017, 4Q13 Update」
3. 出典：「Market Trends Platform as a Service, Worldwide, 2012-2016, 2H12 Update」

いずれの製品も日本国内での市場シェアNo. 1を（詳細は下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1. 本件の目的（2）当社を取り巻く環境と課題」をご参照ください。）獲得しておりますが、今後は上記の世界的な各需要の高まりに合わせて、日本国内だけでなく海外市場での販売実績の伸長に向け、Webマーケティング活動や販売パートナーとの連携強化などといった積極的な施策を執り、スマートデバイスおよびクラウドに係るソフトウェア市場において確立した地位を築き、売上規模の拡大と更なる成長を遂げたいと考えております。

その具体的な施策としましては、既に販売拠点を有している米国および中国における販売活動を一層強化するとともに、当社の各ソフトウェア製品の内容についても、アップデート等の増強を積極的に行う方針であり、現在、東南アジア等における新たな海外拠点の設立も検討しております。

また、現在、当社が提供している「ASTERIA（アステリア）」および「Handbook（ハンドブック）」は日本市場において確たる地位を築き、当社（インフォテリア本社）が中心となり、どちらのソフトウェアもそれぞれ、日

本のE A I / E S B市場、モバイルコンテンツ管理(M C M)市場においてシェアNo. 1を(詳細は下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1. 本件の目的 (2) 当社を取り巻く環境と課題」をご参照ください。)獲得するなど、当社グループへ多大な利益貢献を果たしておりますが、海外市場への販売拠点であるInfoteria America Corporationおよび^{6A}⁶⁷天(上海)^{8D}易有限公司等当社の海外子会社は、未だ当社グループへの利益貢献を果たしておりません。具体的には、当該当社海外子会社の平成26年3月期第3四半期連結累計期間における売上高は、当社グループ全体における当該売上高に対して1.8%程度を占めているにすぎず、全ての当社海外子会社が営業損失を計上しております。しかしながら、英語圏市場および中国語圏市場におけるソフトウェア市場、および今後大きな成長が見込まれる東南アジアにおけるソフトウェア市場において、クラウドおよびスマートデバイスに係るソフトウェア市場は隆盛の一途にありますので、日本市場と同様に早期に「ASTERIA(アステリア)」および「Handbook(ハンドブック)」に係るソフトウェア市場におけるシェアを獲得できるよう、「ASTERIA(アステリア)」に係る継続的な最新版の開発と出荷、各地域の販売パートナーと連携したマーケティング活動、ブランド獲得を狙った広告・宣伝等を考えており、「Handbook(ハンドブック)」に係る継続的かつ頻繁な最新版のリリース、多様なスマートデバイスへの対応、Web媒体を介したグローバルな広告宣伝等を考えております。これらの施策によって各当社海外子会社のテコ入れをはかり、当社グループへの利益貢献をもたらす体制にすることが当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。

E A Iは、Enterprise Application Integrationの略です。企業内の情報システム連携や統合を行うこと又はそれを実現するためのソフトウェアのカテゴリ名称をいいます。E S Bは、Enterprise Service Busの略です。システム構成の一種であるサービス指向アーキテクチャ(基本設計)をベースとして、企業全体のアプリケーションを統合するための技術、あるいはそのためのミドルウェアを指します。なお、E A I / E S B市場は当該ソフトウェアに係る市場をさしております。

さらに、当社は受託開発を行わないソフトウェアメーカーであるため、ソフトウェアを作り出す開発拠点であるInfoteria Hong Kong Limitedは当社グループにとって非常に重要な拠点となります。世界市場へ向けたソフトウェアの開発を行うにあたり、英語および中国語への積極的な対応は急務であると考えており、今後当社グループは、Infoteria Hong Kong Limitedにおけるソフトウェア開発に注力する方針であります。

「Handbook(ハンドブック)」および新製品に係る開発業務はInfoteria Hong Kong Limitedが統括して行いますが、「ASTERIA(アステリア)」に係る開発業務はインフォテリア本社が統括して行います。

以上のような海外への事業展開に関する具体的な資金使途として、当社は下記の各費用見込んでおります。

- () 米国販売子会社(Infoteria America Corporation)におけるマーケティング費280百万円、その他販売強化に係る費用20百万円。合計300百万円
- () 中国販売子会社(^{6A}⁶⁷天(上海)^{8D}易有限公司)における追加出資費用として、人件費80百万円、その他販売強化に係る費用20百万円。合計100百万円
- () 香港開発拠点(Infoteria Hong Kong Limited.)における既存製品のアップデートに係る開発費や新製品の研究・開発費計300百万円
- () 東南アジアにおける新たな子会社設立および運営に係る費用として、設立費10百万円、人件費90百万円、マーケティング費200百万円、その他販売強化に係る費用100百万円。合計400百万円

本新株予約権無償割当てによる資金調達の実現による手元資金の拡充により、当社は、海外における事業展開をより一層加速させることが可能となりますので、世界の需要の高まりに合わせた売上規模の拡大(平成29年3月期に現状の当社売上高の2倍程度を目標)および当社の利益率拡大(平成29年3月期に営業利益率ベースで20%程度を目標)につなげてまいりたいと考えております。

企業買収および事業・企業投資

現在、フィーチャーフォン（従来型携帯電話）に代わりスマートフォンが浸透し、パーソナルコンピュータに代わりスマートデバイス（タブレットやスマートフォン等）がビジネスに利用され、企業のコンテンツやデータはクラウドシステムに格納されるなど、当社を取り巻く市場環境は大きく変化しております。当社は、この変化を好機と捉え、当社ソフトウェア製品の技術的な増強および新規事業の育成を目的とし、直近2年間において以下の通り事業・企業投資を行ってきております。

投資時期	内容	備考
平成24年5月	米国Extentech, Inc.（代表者：John McMahon、所在地：1032 Irving Street #910 San Francisco, Ca, 94122）の全株式を取得・子会社化	その後、Infoteria America Corporationに商号変更
平成25年3月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データの子会社である株式会社リアライズ（代表者：大西 浩史 所在地：東京都江東区豊洲4丁目1番23号 T B 豊洲ビル 5 F 出資比率：20%）への追加出資	出資比率5% 20%へ
平成25年9月	kivo社（代表者：Jozef Hennessy Holland 所在地：465 Hawthorne Ave Palo Alto, Ca, 94301） senic社（代表者：Tobias Eichenwald 所在地：3131 Alameda de las Pulgas Menlo Park, Ca, 94025） ButterSystems社（代表者：Samuel Brin 所在地：734 Webster St. Unit D Palo Alto, Ca, 94301）	米国ベンチャーキャピタルのY CombinatorのDemo Dayへ参加した企業。Y Combinatorの規定により、転換社債型新株予約権付社債にて投資（将来的に株式に転換した場合における、同社に対する持株比率につきましては現時点では未定です。）。

これらの投資は、当社ビジョンの達成へ向け、当社の主力ソフトウェア製品である「ASTERIA（アステリア）」および「Handbook（ハンドブック）」をはじめとする各製品を世界中に提供するために実施したものであります。

当社は、今後も、当社と業務上親和性の高い技術や販売マーケット等を有する企業の買収および事業・企業投資により、クラウド市場やスマートデバイス市場へ積極的な展開を行い、当社ソフトウェア製品の技術的な増強および新規事業の育成を実現することにより当社の持続的発展を目指したいと考えております。現在、新規事業として、「ASTERIA（アステリア）」「Handbook（ハンドブック）」に次ぐ新たなスマートデバイス向け製品の開発も進めております。

本新株予約権無償割当てにて調達した資金のうち、950百万円分につきましては、今後、当社ソフトウェア製品の技術的な増強および新規事業の育成を目的とした技術および企業買収等に係る資金として充当する予定であります。具体的には、スマートデバイス市場およびクラウド市場における技術に優位性を持ち、主に企業内外に点在するあらゆるデータやコンテンツの連携を有機的に行うことで事業活動を効率化し得るソフトウェアおよびハードウェアを提供する企業等をターゲットとしております。当社が過去検討を進めた案件につきましては、買収資金は概ね1,000百万円前後が目安となりましたが、今後も同程度の企業等を買収することを想定しており、手元資金とあわせて総額で最大2,000百万円程度の投資を行うことを目指しております。係る投資の効果として、ユーザーへのサブスクリプションの提供によるストック型売上高の増加による売上高の安定化を見込んでおります（サブスクリプションの提供によるストック型売上高は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1. 本件の目的（1）当社の事業活動」における「サービス売上高」に相当する売上となります。）。

サブスクリプションとは、ソフトウェア又はサービスを期間単位で提供し、その対価を月額又は年額で受け取るソフトウェアの利用形態です。

なお、今後、当該企業買収等に係る案件の引合いが不十分となり、結果的に余剰資金が発生した場合におきましては、平成30年3月期以降における当社の海外への事業展開資金に充当することを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本件の目的

(1) 当社の事業活動

当社は、「組織を越えたコンピューティングを実現するソフトウェアを開発し世界規模で提供する」をビジョンとし、XMLを基盤技術として、情報システムや情報間を「つなぐ」ニーズに応えるソフトウェア(具体的には、文字情報、数値情報、画像情報などのデジタル化が可能な情報の交換を行うソフトウェア)の開発および販売を行っており、ライセンス、サポート、サービスの売上区分にて事業活動を営んでおります。各区分の当社の事業活動の具体的な内容は以下の通りです。

XMLとはeXtensible Markup Languageの略です。世界的な技術標準化機関である平成10年2月にW3Cで勧告された標準データ仕様で、データにタグ付けをすることで、データ自身に意味づけを記述することができるため、コンピュータと人間の双方がその内容を理解することができるというものです。特定のOS、アプリケーション、ベンダーなどに非依存であることが特徴です。現在では企業間電子商取引からクラウドサービスまで広く普及しています。

ライセンス売上区分において、当社は、企業等のニーズに対応する汎用的なソフトウェア製品を企画・設計・開発し、その使用許諾権(ライセンス)を、当社と販売契約を締結するシステムインテグレータ等の販売代理店₁に販売しております。本区分における主なソフトウェア製品は「ASTERIA(アステリア)」シリーズで、当社は平成14年6月より同シリーズの販売を開始し、平成25年にはEAI/ESB市場での市場シェア47.1%(出荷数量ベース)₂を獲得するに至っております。本区分における当社の平成26年3月期第3四半期連結累計期間の売上高は498,781千円(前年同四半期比27.7%増)となっております。

1. さまざまなソフトウェアやハードウェアを組み合わせて特定顧客向けにシステム構築を行う企業を指します。

2. 株式会社テクノ・システム・リサーチ「2013年ソフトウェアマーケティング総覧 EAI/ESB市場編」に基づきます。

サポート売上区分において、当社は、当社ソフトウェア製品の導入先に対して技術サポートおよび製品の更新(新しいOSへの対応、機能の拡充、不具合の修正)など運用支援を行うサポート業務を行っており、その主なサポート対象ソフトウェア製品は「ASTERIA(アステリア)」シリーズです。本区分における当社の平成26年3月期第3四半期連結累計期間の売上高は455,091千円(前年同四半期比9.8%増)となっております。

OSは、Operating Systemの略で、コンピュータを動かす基本となるソフトウェアです。例えば、WindowsやLinuxなどがOSに相当します。

サービス区分において、当社は、ネットサービスおよびコンサルティングサービスを主に提供しております。ネットサービスは、インターネット上に当社のソフトウェア製品を配置し、ユーザーの必要に応じて当該ソフトウェアをスマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスによってご利用頂くサービスです。ネットサービスにおける主な当社ソフトウェア製品は「Handbook(ハンドブック)」で、当社は平成21年6月より同ソフトウェアの販売を開始し、平成24年度におけるモバイルコンテンツ管理(MCM)市場での市場シェア38.5%(売上金額ベース)を獲得するに至っております。コンサルティングサービスは、ライセンス区分における当社ソフトウェア製品の販売を促進するために、当社の販売パートナー企業向けのコンサルティング役務の提供を行っており、その主な対象ソフトウェア製品は「ASTERIA(アステリア)」シリーズです。本区分における平成26年3月期第3四半期連結累計期間の売上高は130,022千円(前年同四半期比22.4%増)となっております。

株式会社アイ・ティ・アール「ITR Market View: エンタープライズ・モバイル管理/スマートアプリ開発市場2013」に基づきます。

これらの売上区分による事業活動の結果、当社の平成26年3月期第3四半期連結累計期間の売上高は1,083,895千円(前年同四半期比19.0%増)、営業利益は138,124千円(前年同四半期営業損失35,492千円)、経常利益は144,942千円(前年同四半期経常損失31,527千円)、四半期純利益は56,125千円(前年同四半期純損失33,751千円)となっております。

このような中、当社は創業時から現在まで一貫して、上述しました本項目冒頭の「組織を越えたコンピューティングを実現するソフトウェアを開発し世界規模で提供する」というビジョンを掲げ、市場シェア拡大に向けた海外への事業展開および当社と業務上親和性の高い技術への投資や販売マーケット等を有する企業の買収等を積極的に推進しておりますが、下記当社を取り巻く事業環境の変化等を鑑みると、早急に大規模な資本増強を行い、手元資金の拡充を図ることが、当社の喫緊の課題であると認識しております。

(2) 当社を取り巻く環境と課題

現在、フィーチャーフォン(従来型の携帯電話)およびパーソナルコンピュータに代わり世界中でスマートデバイス(スマートフォンおよびタブレット)が浸透を始め、スマートデバイスの業務利用への需要がますます高まっています。この変化は、過去にパーソナルコンピュータが浸透を始めた時期や、インターネットが浸透を始めた時期に匹敵する大きな転換期であり、当社は、これを当社製品の市場拡大に向けた好機と捉えております。このような環境下において、スマートデバイスに対して企業内の電子コンテンツを安全確実に配信することができ、営業用途、会議用途などに幅広く利用されている「Handbook(ハンドブック)」、および企業内とクラウドシステムに格納されたデータの有機的な連携を可能とする「ASTERIA(アステリア)」は、これまで日本市場でのシェアの獲得および維持に注力してきた結果、いずれも日本国内での市場シェアNo.1を獲得しておりますが、スマートデバイスやクラウド技術が浸透しつつある現在のタイミングは、日本国内だけでなく海外市場での販売実績の伸長に向け、当社製品に係るビジネス機会が大きい英語圏および中国語圏市場に対する製品開発と販売網の拡大、ならびに、今後も高い経済成長率が見込まれる東南アジアでのマーケティング活動に係る拠点設立といった施策を執り、当社が更なる成長を遂げ創立時からのビジョンを実現するための最善の時期であると考えております。

また、ソフトウェア業界は競争性が高く、参入障壁が低い点に特徴がございますが、当該成長を達成するには、このタイミングにおいて当社がスマートデバイスおよびクラウドに係るソフトウェア市場において確立した地位を築くことが極めて重要であると考えております。現在、当社の自己資本比率は75.6%であり、また、現預金は1,653百万円(総資産額に対して65.4%)を有していることから、既存の国内ソフトウェア市場においてゆるやかな成長のための投資を行うには十分な財務体質にございますが、上述の通り、このタイミングで上述のような抜本的な事業拡大を展開していくには、海外事業に向けた製品開発やマーケティング費用ならびに人件費の投下に加えて、事業拡大をさらに加速させるための技術獲得や事業取得を目的としたM&A等を積極的に実施していく必要があります。また、上述のとおり大きな転換期を迎え、新たに生まれる大きな市場獲得に向けた競争が激化し、事業展開の速度が非常に重要となるソフトウェア業界においてM&Aなどの機会に柔軟に対応していくためには、更なる財務体質の強化が不可欠であると認識しており、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」で述べた海外への事業展開並びに企業買収および事業・企業投資等に係る資金が追加で必要になると試算しております。

当社は、ソフトウェア市場の大きな変化を乗り越え、かつ、これらの活動を国内外で積極的に実施することを通じ、新たに生まれる市場における先行者としての地位を確立することで、クラウドおよびスマートデバイスといった市場領域における収益機会を狙い、当社の中長期的な企業価値向上を実現できるものと考えております。したがって、早急に上記の資本増強を行い、手元資金の拡充を図ることが、当社の喫緊の課題であると認識しております。

当社は、当該課題に対応するべく、事業の計画に必要となる資金の額および既存株主の皆様への影響等を勘案しつつ、様々な方策について検討を重ねて参りました。かかる検討の結果、本資金調達方法であれば前述の事業展開をより一層加速させていく上で必要となる資金の調達が可能であり、かつ、既存株主の皆様へ平等な投資機会と選択肢を提供し、既存株主の皆様に対する株式価値の希薄化の影響も極小化できると考えられることなどから、「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型)」という手法が、当社に必要な資金を調達する上での最も現実的であり、かつ、当社および株主にとって最良の手法であると判断し、本日、当社取締役会において、本新株予約権無償割当ての実施を決議いたしました。なお、本資金調達方法の選択にあたり検討した内容につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本資金調達方法を選択した理由」を、本新株予約権無償割当てによる調達資金の額および具体的な使途につきましては、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」を、それぞれご確認ください。

また、本日時点における当社発行済株式総数は11,377,000株(自己株式618,391株を含む)、平成25年9月末時点における株主数は2,801名という状況ではありますが、将来的に当社の事業拡大に向け更なる資本政策を実行するに際しては、当社の株式流動性を高め、当社株主又は投資家の皆様へ、当社株式を市場で十分にお取引(売買)いただくための取引環境を整備することが肝要であると考えております。この点、現状の当社株式の流動性(発行決議日の前営業日である平成26年2月13日(木)を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月間の1日あたり株式平均出来高は152,023株(当社発行済株式総数の1.3%)、売買代金は71,513千円程度であり、同じく、直近3ヶ月間の1日あたり株式平均出来高は326,705株(当社発行済株式総数の2.9%)、売買代金は157,350千円程度です。)は十分な水準ではないと認識しておりますが、本新株予約権無償割当てにより、株主数および発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることで、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会をより一層向上させることが、重要であると考えております。

この点、本件においては、本新株予約権および本新株予約権の行使後において発行される株式の一部について証券取引市場で売買されることが想定されており、さらに、本件で割り当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合には、当社の発行済株式総数は22,135,609株へと増加します。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、および当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

2. 本資金調達方法を選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、同時に上記「1. 本件の目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関等からの借入

本件に係る資金調達の目的は、海外への事業展開、ならびに企業買収および事業・企業投資といった投資回収時期が比較的長期かつ不確定時期に亘る可能性があるものであり、また、追加的な収益獲得および収益改善を図る性質のものであることから、現時点においては、投資回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関等からの借入れではなく、資本市場からの調達が無効かつ適切であるとの判断に至りました。

また、資金使途のうち、企業買収および事業・企業投資等に係る資金につきましては、具体的な案件発生時にその都度金融機関等からの借入を実施することも検討いたしました。事業展開の速度が非常に重要となるソフトウェア業界においては、企業買収や事業・企業投資等についてもタイミングが非常に重要であり、時期を逃せば投下した資本の回収ができなくなるリスクが高くなるため、各関係者との間で迅速に交渉を進めることが不可欠であり、金融機関等からの借入という手法は迅速性という点で劣ること、また入札形式による企業買収案件における入札者との競争力確保の観点からも、金融機関等からの借入が確実に実施されることについて買収対象会社側に説明を行って理解を得るより予め買収資金分の手元資金が保持されている方が入札時に有利であることから、自社で十分な手元資金を保持しておくことが望ましいと考えております。また、かかる企業買収が当社新規事業の育成を企図していることから、上述の通り投資回収時期が不確定時期に亘り、かつ、買収等に係る投資金額が上記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 企業買収および事業・企業投資」で詳述する通り1件あたり1,000百万円程度と、当社の現在の会社規模と比して決して小さくない水準の資金を調達する必要があることを踏まえ、金融機関等から適時に十分な資金調達を実施できるとは限りません。当社としては、当社の事業拡大の機会が損なわれるリスクを軽減しつつ、案件の推進に向けた十分な財務体質を築くことが必須と考えており、このような理由からも具体的な案件発生時にその都度金融機関等からの借入れを行うことを本件の選択肢から除外しました。

B. 公募増資、第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行

いずれの資金調達手法につきましても、()新たに発行される株式が基本的に新規投資家に割り当てられることになることから、広く当社の既存株主の皆様へ株式取得の機会を提供することができないこと、および、()本件において調達を予定する資金の額および当社の時価総額(平成26年2月13日時点の当社株価を基準とした場合、4,835百万円)に鑑みると、既存株主の皆様における株式価値の大幅な希薄化の影響が懸念されることから、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

C. 非上場型の新株予約権の無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない株主の皆様が株式価値の希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であり、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様への保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主の皆様へ付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

(2) 本資金調達方法(ライツ・オファリング(ノンコミットメント型))

以下で述べる通り、ライツ・オファリングには下記の特長があるため、ライツ・オファリングという手法が本件において当社が資金を調達するにあたって最良の方法であるとの判断に至り、またノンコミットメント型とコミットメント型との比較検討を行った結果、ライツ・オファリングの中でもノンコミットメント型こそが最良の方法であるとの判断に至ったため、当社は本資金調達方法を選択しました。

A. ライツ・オファリングの特長

() 株主様への平等な投資機会の提供

ライツ・オファリングの特長として、全株主の皆様へ保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるといったことがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状ならびに今後の事業展開および方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、係る特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

() 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありませんが、本新株

予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様は、お持ちの本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。

上記「2.本資金調達方法を選択した理由 (1) B.公募増資、第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行」に記載の通り、第三者割当による資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

() 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記の通り、本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。これにより、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1.本件の目的 (2)当社を取り巻く環境と課題」で述べた通り、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、および当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

B.コミットメント型とノンコミットメント型との比較

ライツ・オフリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オフリングといわれるスキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。そこで、当社は、同スキームについても実施を検討いたしました。

コミットメント型ライツ・オフリングでは、特定の金融機関との間で引受契約を締結することにより確実に資金調達を行うことができるというメリットがある反面最終的に当該金融機関における当社株式の取引を制限できないという側面がございます。この点、過去のライツ・オフリングでは、後述の通り90%を超える高い行使比率を記録している例も多いものの、万が一新株予約権の行使が進まず、コミットメント契約に基づき当該金融機関が当社株式を大量に取得した場合、最終的に当該金融機関が当社株式を大量に市場に放出することで需給が悪化し、当社株価が当社の企業価値とは関係のない要因で下落する可能性があります。

さらに、コミットメント型ライツ・オフリングを採用した場合、引受金融機関は引受けのリスクを負うこととなりますので、最大のリスクを見込んで引受手数料が設定されることとなります。当社は、複数の金融機関に当該手数料の目安についてヒアリングしたところ、概ね資金調達額の7%から10%程度の引受手数料を負担する必要があるとの回答を受けておりますが、かかるコミットメント型ライツ・オフリングにおける引受手数料の水準は、本件におけるフィナンシャルアドバイザーの業務委託報酬の金額(「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」の注記をご参照ください。)と比較しても高い水準であり、コミットメント型ライツ・オフリングを採用した場合には当社の費用負担が大きくなる懸念があります。

一方、ノンコミットメント型ライツ・オフリングには、特定の金融機関との契約が存在せず、行使期間満了日までどの程度の新株予約権が行使されるか分からない点で、当社には資金調達の不確実性が残るというデメリットがありますが、平成25年だけでも10件以上実施されており、90%を超える高い行使比率を記録している例も多く、コミットメント型ライツ・オフリングと比較して遜色のない行使結果となっております。本新株予約権無償割当ては、将来的な収益力の向上、ひいては株式価値の向上を目的としており、かつ、下記「4.発行条件の合理性」でご説明させて頂く通り、他社事例の発行条件も参照の上、株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を一定程度下回る行使価額を設定させて頂いたことから、当社は、当該他社事例に近い行使比率が見込めるものと思料しております。また、本日以降、本件の専用ホームページの開設や株主様向けの本件の手続きに係る概要書面の作成・発送(割当通知書と同封させて頂く予定です。)等を実施し、株主の皆様が手続きを円滑に進められますよう、最大限サポートをして参る所存です。

これらの事情から、資金調達による株式発行に伴う既存株主の皆様負担を少しでも軽減しつつ、当社が事業に投入できる資金を可能な限り確保するという本資金調達の目的に鑑み、今回の資金調達においては、コミットメント型ライツ・オフリングは、今回の資金調達方法の候補として、望ましい手法ではないとの判断に至りました。

以上のことから、当社といたしましては、最終的な新株予約権の行使比率が現時点で定かではなく、資金調達額が確定されていないという欠点があるものの、株主の皆様に対するライツ・オフリング(上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

3.上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

当社は、当社の役員かつ上位株主でもある平野洋一郎および北原淑行より、本新株予約権無償割当てにより、同人らに割当てられることとなる本新株予約権は、全部又はその大部分について行使を行う旨の意向をそれぞれ受けております。

また、同人らが本新株予約権の行使に際して要する資金については、同人らの手許資金に加えて、同人ら保有の当社普通株式および本新株予約権について、マーケットでの市場価格の状況を勘案しつつ、一部売却などの手段によって得た資金を充当する予定であるとのことです。なお、より具体的な投資方針又はその結果につきましては、当該普通株式および新株予約権の市場価格に依拠することから現時点では未定であり、当社にて確認出来次第、適時開示をする予定です。

4．発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数および行使価額につきましては、上述の必要調達金額（2,151百万円）、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、および既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様が本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して以下の通り、決定いたしました。

- ・当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割り当て
- ・本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株の交付
- ・行使価額は1株（1個）当たり200円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値の47.1%）

なお、本新株予約権1個の行使に係る交付株数につきましては、0.5株とすることも検討いたしました。奇数個数分の新株予約権の行使時においては端数株式が生じることとなり、原則、当該株式を当社が買い取らない限り、端数株式の切り捨てがなされ、株主様が不利益を被る可能性があるため、端数株式が発生しないようにするという観点や、当社の単元株式数が100株である点を鑑み、単元未満株式の発生により株主様が不利益を被らないよう単元未満株式の発生を抑制するという観点から、選択肢から除外いたしました。また、行使価額の決定にあたっては他社において実施された過去のノンコミットメント型ライツ・オフリング発行事例における最終行使比率および株価の推移等を参考にしております。当該発行事例に鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日前営業日の株価終値の55%未満の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年2月13日（木）を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値は465円、直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値は464円および直近6ヶ月間の株価終値の単純平均値は396円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額200円は各々当該平均値の43.0%、43.1%、50.4%の水準となります。

本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、上述の通り、既存株主の皆様が本新株予約権を行使していただけるための配慮がなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件は合理的であると考えております。

5．潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は11,377,000株であり、そのうち当社が保有する自己株式数は618,391株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は10,758,609株です。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は94.56%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成26年2月25日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成26年3月14日（金）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書を、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に発送させて頂く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

組込情報である第15期有価証券報告書の提出日（平成25年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年2月14日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月26日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月22日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、平野洋一郎、北原淑行、齊藤裕久および宋文洲の4名を選任するものであります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、斎藤周三の1名を選任するものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 取締役4名選任の件					
平野 洋一郎	28,577	274	0	(注)	可決（99.05%）
北原 淑行	28,577	274	0		可決（99.05%）
齊藤 裕久	28,571	280	0		可決（99.03%）
宋 文洲	28,580	271	0		可決（99.06%）
第2号議案 補欠監査役1名選任の件					
斎藤 周三	28,577	280	0	(注)	可決（99.03%）

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成25年12月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称	Infoteria Hong Kong Limited
住所	中華人民共和国 香港特別行政区
代表者の氏名	董事長 木村 大樹
資本金	19百万香港ドル
事業の内容	ソフトウェアの研究・開発・販売・サポート・運用

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： - 個（うち間接所有分 - 個）

異動後： 19,000,000個（うち間接所有分 - 個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前： - %（うち間接所有分 - %）

異動後： 100%（うち間接所有分 - %）

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由

当社は、「組織を越えたコンピューティングを実現するソフトウェアを開発し世界規模で提供する」ことをビジョンとして掲げ、ソフトウェアの開発・提供を行なっております。

この度設立した子会社は、当社グループで世界的に提供するソフトウェアの研究開発を行うために設立したものです。人材市場環境、ネットワーク環境、言語環境等を勘案し、香港に100%出資子会社を設立し、平成25年11月29日に資本金の払込を完了いたしました。

これにより当社の出資の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動年月日

平成25年11月29日

（平成26年2月14日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、平成26年2月25日（以下「株主確定日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）旨を決議しております。本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦以外の地域に居住する株主（以下「外国居住株主」といいます。）以外の株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同月14日、有価証券届出書を提出いたします。一方、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権について、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、その行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

なお、本臨時報告書における本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主か否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

2 報告内容

(1) 本新株予約権の銘柄

インフォテリア株式会社第13回新株予約権

(2) 本新株予約権に関する事項

発行数

10,758,609個

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数を基準として算出した見込数であります。

発行価格

本新株予約権1個につき0円（株主割当て）

発行価額の総額

2,151,721,800円

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は上記のとおり0円ですが、本新株予約権の発行価額の総額には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,151,721,800円（平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額）を合算した金額を記載しております。

本新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

() 種類および内容

当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社単元株式数は100株です。）

() 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とします。

本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個当たり200円

本新株予約権の行使期間

平成26年4月1日（火）から平成26年4月25日（金）までとします。

本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(注) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もございません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。

(3) 発行方法

新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により、本新株予約権を割り当てます。

(4) 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額および支出予定時期

新規発行による手取金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,151,721,800	101,721,800	2,050,000,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、平成26年2月14日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬66百万円（三田証券株式会社）、登記費用8百万円、その他諸費用（株式事務代行費用、口座管理機関への事務手数料、弁護士報酬等）27百万円からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 上記の各金額は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合（以下「行使比率」といいます。）が100%となったと仮定した場合の金額を記載しております。本新株予約権の行使比率が100%未満となった場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額および差引手取概算額は減少します。

手取金の使途

本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額および支出予定時期については以下のとおりであります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
海外への事業展開	1,100百万円	-
() 米国連結子会社に係る事業資金	(300百万円)	平成26年7月～平成28年6月
() 中国連結子会社に係る事業資金	(100百万円)	平成26年4月～平成28年3月
() 香港連結子会社に係る事業資金	(300百万円)	平成26年10月～平成28年9月
() 新設予定の東南アジア子会社に係る投資資金	(400百万円)	平成26年6月～平成28年5月
企業買収および事業・企業投資	950百万円	平成26年4月～平成29年3月
合計	2,050百万円	-

- (注) 1. 調達した資金については、基本的に「海外への事業展開」に優先的に充当することを想定しております。なお、行使比率が100%未満となった場合におきましては、「海外への事業展開」に係る資金を優先することから、「企業買収および事業・企業投資」へ充当する資金を減少させ、企業買収等に係る予算を縮小させる予定です。
2. 調達後の差引手取金額が1,100百万円を下回った場合、または、当該金額が1,100百万円を上回った場合においても一定の水準に満たない場合には、「企業買収および事業・企業投資」は中止し、全額をの事業資金・投資資金に充当することとし、資金使途「海外への事業展開」に係る資金使途分(1,100百万)に満たない分は株式市場やマーケット状況を勘案し、速やかにその他資金調達の手法を検討して参ります。この場合においては、改めて適時開示をさせて頂く予定です。また、資金使途「企業買収および事業・企業投資」につきましては、予定金額に満たなかった場合には、企業買収等に係る1案件当たりの予算を縮小させるか、もしくは企業買収から資本提携やマイノリティ投資に切り替えるなど機動的な運用を行ってまいります。
3. 支出予定時期は、上記の通り長期間を見込んでおりますが、海外のソフトウェア市場の動向を見越しつつ、事業計画に則り資金を充当して参ります。
4. 上記、調達資金につきましては、支出までの間、当社の銀行預金口座において資金管理する予定です。

(5) 新規発行年月日

平成26年2月26日(割当日)

(6) 上場金融商品取引所の名称

東京証券取引所

(7) 引受人又は売出人を行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

(8) 募集を行う地域

上記(2) (注)に記載の本新株予約権の行使についての制限がなされない外国に居住する株主の居住する地域

(9) 本報告書提出日現在の資本金の額および発行済株式総数

資本金の額 735,850千円
 発行済株式総数 11,377,000株

2．事業等のリスクについて

組込情報である第15期有価証券報告書及び四半期報告書（第16期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年2月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期 第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

該当事項はありません

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

インフォテリア株式会社

取締役会 御中

清 明 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 北倉 隆一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村 貴之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインフォテリア株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、インフォテリア株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月22日

インフォテリア株式会社

取締役会 御中

清明監査法人

指定社員 公認会計士 北倉 隆一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村 貴之 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインフォテリア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォテリア株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インフォテリア株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、インフォテリア株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月22日

インフォテリア株式会社

取締役会 御中

清明監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北倉 隆一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 貴之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインフォテリア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォテリア株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。